５公立香第１９６号
令和６年１月１０日

各所属所長　殿
各市町公立学校共済組合事務主管課長　殿

公立学校共済組合香川支部
支部長　　淀 谷 圭 三 郎

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明
による被扶養者認定の円滑化の取り扱いについて（通知）

このことについて、社会保険料負担のない被扶養者について一定以上の収入（106 万円または 130 万円）となった場合に、社会保険料負担の発生や、手取り収入の減少を理由として就業調整を行う、いわゆる「収入の壁」への対応のため、令和５年９月 27 日付けで「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定され、これを受け、令和５年 11 月１日付け総務省通知により、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化等が実施されることとされました。

概要及び手続きについては次のとおりですので、貴所属組合員にご周知いただきますようお願いします。

記

１　「年収の壁・支援強化パッケージ」について

年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりに向けた厚生労働省の「年収の壁・支援強化パッケージ」「(以下、「パッケージ」という。）が令和５年９月 27 日に公表され、同日付で、全世代型社会保障構築本部で決定されました。内容としては、

（１）従業員 101 人以上（令和６年 10 月以降は 51 人以上）の企業で社会保険への加入が必要となる年収「106 万円の壁」で発生する保険料負担の対応について①キャリアアップ助成金を新設し、労働者の収入を増加させる取り組みを行った事業主に対して支援を一定期間行う②新たに適用となった労働者に事業主が給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給することができ、この手当については、被用者保険適用に伴う本人負担分の保険料相当額を上限として、最大２年間、当該労働者の標準報酬月額の算定から除外する。

（２）事業規模にかかわらず社会保険加入が義務付けられる「130 万円の壁」への対応については、年収 130 万円（60 歳以上の者又は障害年金受給者は 180 万円）を超えることが見込まれる場合に直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、労働時間延長等に伴う一時的な増収である旨等の③事業主の証明を添付することで、被扶養者認定の円滑化を図る。

（３）配偶者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）

等が決定されました。なお、今回の措置は当面の対応として決定したもので、今後、さらに、制度の見直しに取り組むとされています。

２　総務省通知について

パッケージに基づき、令和5年11月1日付け通知により次のとおり取り扱うこととされました。

（１）標準報酬関係

①　社会保険適用促進手当が支給される場合は、標準報酬算定適用除外とする。

②　社会保険適用促進手当は、短期組合員資格要件の１つである報酬月額8.8万円に含む。

（２）被扶養者の認定関係

被扶養者の収入確認に当たって年額130万円又は180万円以上の収入が見込まれる場合であっても、事業主証明が提出された場合は「一時的な収入変動」とする。

３　パッケージに基づく「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」（以下「今回の措置」という。）の当支部の取扱いについて

（１）今回の措置の開始時期

令和５年10月20日以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認において適用します。

なお、令和５年10月20日前の扶養認定及び被扶養者に係る確認については遡及しません。

（２）今回の措置の回数上限

今回の措置については、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続２回までを上限とすることとされています。

そのため、新たに被扶養者を認定する場合を含む被扶養者の収入確認に当たって事業主の証明を用いて一時的な収入変動である旨を保険者が確認した場合には、「１回」と数えられることとなります。

したがって、当支部は被扶養者の収入確認を年１回実施しているため、「連続２回」とは連続する２年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることが「連続２回」になります。

（３）対象者について

配偶者に限らず、被扶養者及び新たに被扶養者として認定を受けようとしているものが対象となります。

（４）事業主の証明について

当支部では毎年７月１日現在の被扶養者の収入確認を行い、所得（課税）証明書の提出をお願いしています。所得（課税）証明書では、各年度の前年の所得（収入）状況が記載されるため、各年度の前年における一時的な収入変動に係る事業主の証明を提出してください。証明内容については以下の様式を参照してください。

なお、普通認定に係る被扶養者については、給与条例上の扶養親族の資格確認が行われるため、当支部の被扶養者確認の対象外としていますので、事業主の証明は必要ありません。

４　その他

令和６年度被扶養者の資格確認の実施に際し、今回の措置についての取扱い及び「事業主の証明書」様式等を再度、通知する予定です。

（担当）
公立学校共済組合香川支部共済グループ
（０８７）８３２－３７９２

様式

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※1については、雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満※2です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1　新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2　60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180万円未満となります。

【組合員・被扶養者記載欄】

提出年月日※3		令和　　年　　月　　日
組合員	（フリガナ） 氏　　名	
	組合員等記号・番号	
被扶養者	（フリガナ） 氏　　名	
	組合員等記号・番号	

※3　組合員の所属所や地方公務員共済組合に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒　　－
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	
雇用契約により本来想定される年間収入	円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和　　年　　月　から 令和　　年　　月　まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	円

※4　本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員から組合員の所属所や共済組合に提出する書類となります。

※5　記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。